

役員報酬規程

(総則)

第1条 公益社団法人無人機研究開発機構（以下「本機構」という。）定款第27条第1項の規定に基づき、役員に対する報酬等の額及びその支払いについては、この規程に定めるところによる。

(用語の定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、本機構を主たる勤務場所とし、週3日以上本機構の業務に従事する理事をいう。

(3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。

(4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本機構は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表1）に基づき定例報酬月額を支給する。

3 常勤役員に対して、他団体の依頼により講師及び原稿執筆を務めた場合には、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第8条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額決定)

第4条 本機構の常勤理事の定例報酬月額は、常勤役員俸給表（別表1）のとおりとする。

2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

3 各々の常勤監事の報酬月額は俸給表のうちから、社員総会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月20日をもって締切り、前月21日よりその月の20日までの分をその月の末日（但し、末日が休日の場合はその前日）に、支給する。

(端数処理)

第6条 この規程により計算した報酬の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第7条 役員が理事長より、本機構が主催する研修会、セミナー若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給することができる。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金支給基準(別表2)に基づき、定例報酬月額に在職年数毎の定例報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。

(費用)

第9条 本機構は、常勤役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 常勤役員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別に定める出張費規程に準じて出張費として支給することができる。

4 非常勤役員が理事会に出席する際の交通費は、実費額により支給する。

(公表)

第10条 本機構は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則の変更は、総会の議決の日(令和2年3月14日)から施行する。

(別表 1)

常勤役員俸給表

号俸	月額 (円)
1	50,000
2	75,000
3	100,000
4	125,000
5	150,000
6	175,000
7	200,000
8	225,000
9	250,000
10	275,000
11	300,000
12	325,000
13	350,000
14	375,000
15	400,000
16	425,000
17	450,000
18	475,000
19	500,000
20	525,000
21	550,000
22	575,000
23	600,000
24	625,000
25	650,000
26	675,000
27	700,000
28	725,000
29	750,000
30	775,000

(別表 2)

常勤役員退職慰労金支給基準

在職年数	定例報酬月額に 対する支給基準
1年	0.70
2年	1.40
3年	2.10
4年	2.80
5年	3.50
6年	4.20
7年	4.90
8年	5.60
9年	6.30
10年以上	7.00